

ねらわれる判例 30選 (16→30)

～未出題&長期出題のない判例からココが出る！～

社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



過去に未出題または長期間（過去5年間）出題実績のない判例の中から、平成30年度試験で出題が予想されるものを厳選して音声講義で解説します。最初に判例に関する例題を解いた上で、その事件の概要を知ることによって判例への理解を深めます。今月号では、先月号の続きの判例（16～30）を掲載します。



【今月号（16-30）で取り上げる判例の一覧】

No.	事件名	裁判の争点
16	みちのく銀行事件	就業規則の不利益変更 有効 VS 無効
17	都南自動車教習所事件	労働協約の規範的効力 有効 VS 無効
18	東朋学園事件	法定休業→欠勤控除 できる VS できない
19	いずみ福祉会事件	中間利益の控除 賞与 6割 VS 全額
20	神奈川都市交通事件	労基法の休業補償義務 あり VS なし
21	学生無年金訴訟事件	初診日 発症日 VS 医師等の診療を受けた日
22	INAXメンテナンス事件	労働組合法上の労働者 VS 非労働者
23	テックジャパン事件	割増賃金判別不可能 許される VS 許されない
24	日立ヒューレット・パカード事件	無断欠勤 懲戒処分OK VS NG
25	広島中央保健生活協同組合事件	軽易業務転換による降格 OK VS NG
26	海遊館事件	セクハラ理由の懲戒処分 OK VS NG
27	行橋労基署長事件	歓送迎会途中参加後 業務災害 VS 私傷病
28	福原学園（九州女子短期大学）事件	有期労働契約 無期労働契約転換OK VS NG
29	遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件	年齢要件→夫のみに課される 合憲 VS 違憲
30	医療法人社団康心会事件	年俸に時間外割増賃金は 含まれる VS 含まれない

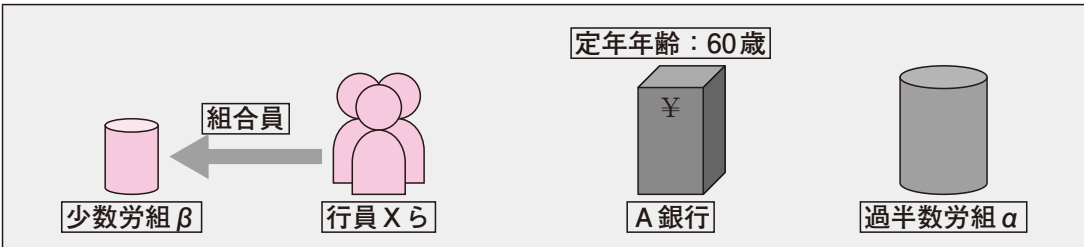
※ マークのある判例に音声解説講義が付いています。

事件名	16 みちのく銀行事件 (最一判平12.9.7) (過去未出題)
裁判の争点	就業規則の不利益変更 有効VS無効

例題 次の記述の正誤を判断せよ。また、誤っている場合はその理由を説明せよ。

60歳定年制を採用していた銀行における55歳以上の行員を対象に専任職制度を導入する就業規則の変更のうち賃金減額の効果を有する部分について、これに同意しない行員に対しても、賃金減額の効果の効力を生じるとするのが、最高裁判所の判例の趣旨である。

◆ 事件の概要 ◆



【就業規則第1次変更案】

- ① 行員の分類に**専任職行員**を、職階に**専任職階**を加える。
- ② **55歳以上**の行員の基本給を55歳到達直前の額で**凍結**する。
- ③ **55歳**に到達した**管理職階**の者は、原則として**専任職階**とする。
- ④ 専任職階の**賃金**は発令直前の基本給に諸手当（管理職手当及び役職手当を除き、**専任職手当**を加える）を加えたものとする。

↓この案に対し……
 少数労組βは反対したが、過半数労組αは同意→就業規則は変更
 ↓さらに……

【就業規則第2次変更案】

- ① **55歳**に到達した**一般職行員及び庶務職行員**も、原則として**専任職行員**とする。
- ② 専任職発令とともに**業績給**を一律に**50%減額**する。
- ③ 第1次変更で導入された**専任職手当**を**廃止**する。
- ④ **賞与**の支給率を**削減**し、専任職階における役職に応じた割合とする。

↓この案に対しても……
 少数労組βは反対したが、過半数労組αは同意→就業規則は変更

↓そこで……
 ・少数労組βの組合員行員Xらは、この就業規則第1次変更及び第2次変更にも同意しなかった自分達に対しては**効力を及ぼさない**ことと、変更により減額された賃金の支払を求めた。